

直営地域包括支援センターの体制見直しについて
～前回運営協議会での意見等を踏まえて～

1 意見及び課題

(1) 7月の長野市地域包括支援センター運営協議会での意見

<意見>

- ① 新しく立ち上がった地域包括支援センター（以下「包括」）や、職員の定着率のよくない包括をサポートし、円滑に運営できるまで存続を。
- ② 身近な直営包括として、委託包括の後方支援機能の存続は必要
- ③ 南部包括が担う業務のうち、中部包括・福祉事務所の業務は整理することが必要
- ④ 北部包括を廃止したので、南部包括も廃止し、基幹業務は中部でしっかりやっていくべき。

<考え方>

①及び②について

委託包括のサポートや後方支援、職員の定着率向上は、長野市全体の課題として支援体制を整えるとともに、当面、南部地区には身近な窓口として機能を維持する。

③について

機構改革と合わせて検討する必要がある。

④について

国の「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正（平成28年1月19日付）において、包括間における役割分担と連携強化による包括の機能強化等が明示されている。中部包括の基幹型及び機能強化型機能の一層強化を図る。

(2) その他の課題

① 市民の利便性の維持

現在、市篠ノ井支所には、南部包括のほか、認定申請窓口も設置され、介護に関する相談から認定申請、担当包括への連絡調整まで、その場で一貫して行える機能を有している。市民の利便性の観点から、総合相談の窓口は存続の必要性が高い。

② 主任ケアマネジャーの確保について

市職員のケアマネジャー資格取得者が減少していること及び、法改正に伴い、資格更新制度が導入されたことにより、市職員を主任ケアマネジャーとして配置することが今後ますます困難となっている（非常勤職員での採用も非常に厳しい状況である）。

2 体制見直し（案）

別紙「直営地域包括支援センターの体制見直し（案）」のとおり